

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、と日が休日は、そ
の翌日)

鳥取県規則第五十三号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万二千円」を「一万三千円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の保母修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 昭和五十六年三月三十一日以前に保母養成所に入学した者に係る修学資金の月額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十四号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

規 則

◆規 則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆告 示 字の区域の変更

鳥取県患者調査の実施

土地改良法による換地処分

都市計画の決定に係る案の縦覧

開発行為に関する工事の完了

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表の第二号中「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年二・三パーセント」を「年一・八パーセント」に改め、同表の第三号及び第四号中「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一パーセント」に改め、同表の第七号中「テラピア」の下に「、ふぐ、くるまえび」を加え、同表の第八号及び第九号中「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年二パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行なわれている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

この字の区域の変更は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉川地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称
同上の区域（昭和五十六年二月二十五日現在の地番によ
る。）

大字吉川字竹足
二の一部、五一の四の一部、五六の二の一部、五六
の三の一部、五一六の四、五一六の五の一部、五一六の七、
五一八の一部、五一九の一部、五二三の一部及びこれらと
一体をなす国有地

大字吉川字竹足
田

大字吉川字竹足田のうち五一の二の一部、五一の四
の一部、五一六の二の一部、五一六の三の一部、五一六
の四、五一六の五の一部、五一六の七、五一八の一部、五一
九の一部、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以
外の区域

鳥取県告示第六百三十九号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、鳥取県患者調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県告示第六百四十号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、鳥取県患者調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

鳥取県患者調査実施要領

鳥取県知事 平林鴻三

(三) 生年月日

(四) 傷病名

(五) 受療種別(入院、外来等の別)

(六) 治療費の支払方法

(七) 救急扱いの有無

(4) 調査の方法

医療施設管理者自ら記入するものとする。

(3) 調査の実施機関

この調査は、鳥取県健康対策協議会に委託して行う。

(4) 結果の公表

調査の結果は、昭和五十七年三月に公表する。

1 調査の対象

この調査は、鳥取県内の医療施設を利用する患者について、その数を握し、傷病別に性、年齢、受療種別及び治療費の支払方法についての実態を明らかにするとともに、昭和四十六年に実施した患者調査との患者の受療動向を比較することにより、地域医療行政及び県民の健康保持増進対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の方法

県内に施設を有するすべての病院及び一般診療所について行い、調査期日現在その施設を利用する患者のすべてを対象とする。

3 調査項目

昭和五十六年七月十五日の一日調査とする。

4 調査事項

鳥取県患者調査票に掲げる次の事項とする。ただし、国の患者調査の対象となつた施設の重複する項目については、国の調査票から、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の手続を経て転記する。

(一) 住所(市町村名。ただし、他の都道府県の区域に住所を有する者にあつては、当該都道府県名)

(二) 性別

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

三

昭和56年7月14日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、淀江都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路

三・二・一号 淀江米子線

三・三・四号 横断道四軒屋線

二 都市計画を決定する土地の区域

(1) 三・二・一号 淀江米子線

淀江町大字今津字狐塚、字岸ノ上、字岸ノ前、字塚田、字八反田及

び字上谷、大字淀江字大岩、字天王、字神明、字井尻、字楚利田、字

莊境、字井手脇、字井手口、字腰巻及び字六反田、大字福岡字北境、

字新地造、字倉常、字寺山及び字堺丁田、大字西原字梶免、字下梶免、

字堺丁田、字八反田、字中綱手、字小清水、字上井崎、字山根、字淀

江山及び字大転場、大字平岡字下山、字大下畠及び字穴田並びに大字

小波字下向山、字上向山、字下原田、字狭間谷、字宮市、字河原田、
字堂ノ前、字泉原、字下篠子谷、字松戸谷及び字馬渡り

(2) 三・三・四号 横断道四軒屋線

淀江町大字佐陀字榎田、字上場、字原田、字越前、字五反田、字西
海道ノ上及び字西海道ノ下

三 都市計画の案の縦覧場所

西伯郡淀江町大字淀江四八〇番地 淀江町役場

四 縦覧期間

昭和五十六年七月十四日から 同月二十八日まで

鳥取県告示第六百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ

き、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一、都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

(3) 三・三・六号 蚊屋陰田町線（変更後三・二・一号淀江米子線）

三・三・四号 日吉津四軒屋線（変更後三・三・四号横断道四軒屋線）

三・三・七号 米子駅境線

三・五・十一号 美濃大山線

三・五・十二号 伯耆大山駅下新印線

二、都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・三・六号蚊屋陰田町線

追加する部分

米子市泉字上經前貳、字大成、字中峯一、字前田、字鐘鑄場東、字

中谷一、字中谷三及び字前畠上、尾高字御建山開ノ三、字山根、字

松ヶ前下、字京田ノ二、字京田ノ一、字花掛け一及び字北中嶋ノ上、

下郷字長登路、字花カサ、字クラメ河原ノ一、字クラメ河原ノ二、

字河原田、字井手ノ一及び字上河原、赤井手字東狐池、字狐池、

字東天神免、字中天神免及び西天神免、今在家字向谷田、字谷田、

字前谷田、字下井ノ上、字蓮池、字上井ノ上、字下塚本、字上塚本、

字安本田、字竹ノ下、字樋ノ口及び字的場、蚊屋字前田、字芝原、

字絹屋古セノ下、字的場、字オノ木、字千摺、字堀廻り、字八幡田

及び字紅梅並びに下新印字一トロ堂ノ一、字土井ノ前及び字樋ノ下
(2) 三・三・四号日吉津四軒屋線

追加する部分

米子市赤井手字猪池並びに二本木字上河原、字下河原、字下案内寺、
字南砂田、字土器田ノ中島、字七郎兵衛開ノ一、字古市場及び字浜田

(3) 三・三・七号 米子駅境線

追加する部分

米子市大篠津町字東外堀、字外堀、字久藏堀及び字海老塚川西

変更する部分

西外堀地先の国有地並びに葭津字大山、字石河原、字下荒山及び字

上荒山

削除する部分

(4) 三・五・十一号 美濃大山線

変更する部分

米子市蚊屋字堀廻り、字千摺及び字八幡田並びに下新印字土井ノ前

(5) 三・五・十二号 伯耆大山駅下新印線

変更する部分

米子市今在家字下タココロ及び字向谷田

三、都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所及び境港市上道町一六〇〇番地

境港市役所又は西伯郡日吉津村大字日吉津八七二番地一五日吉津
村役場四、縦覧期間
昭和五十六年七月十四日から同月二十八日まで

昭和56年7月14日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第六百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月十四日

鳥取県知事 平林鴻

三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年六月二十三日鳥取県指令受都計第百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字西分木及び大覚寺字江崎（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一一五番地

佐々木信正

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】